

議案第 32 号

八幡浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市都市公園条例の一部を改正する条例

八幡浜市都市公園条例（平成 17 年条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				
別表第2 (使用料) <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
区分		使用料		
		単位	金額	
(略)				
行為	(略)			
	業としての写真撮影	1日又は1回	1,060	
	業としての映画撮影	1時間	1,060	
	(略)			
別表第3 (運動広場施設使用料) 1 照明施設を利用しない場合 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
時間 区分	8時 ～ 17時	8時 ～ 12時	12時 ～ 17時	時間帯以外 (1時間ま でごとに)
広場の全部	1,060	520	640	150
広場の一部	690	370	420	100
2 照明施設を利用する場合 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
運動広場利用時間	使用料		備考	
17時00分～18時00分	1回 1,150		前号の使用料は 徴収しない。	
18時00分～21時30分	1回 3,980			
19時00分～21時30分	1回 2,830			

改正前				
別表第2 (使用料) <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
区分		使用料		
		単位	金額	
(略)				
行為	(略)			
	業としての写真撮影	1日又は1回	1,040	
	業としての映画撮影	1時間	1,040	
	(略)			
別表第3 (運動広場施設使用料) 1 照明施設を利用しない場合 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
時間 区分	8時 ～ 17時	8時 ～ 12時	12時 ～ 17時	時間帯以外 (1時間ま でごとに)
広場の全部	1,040	510	630	150
広場の一部	680	360	410	100
2 照明施設を利用する場合 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>				
運動広場利用時間	使用料		備考	
17時00分～18時00分	1回 1,130		前号の使用料は 徴収しない。	
18時00分～21時30分	1回 3,910			
19時00分～21時30分	1回 2,780			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

